第３章　旅　　費

○美幌・津別広域事務組合職員等の旅費に関する条例

〔昭和３年４月１日
条例第１２号〕

（目的）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第６項の規定に基づき、公務のために旅行する職員に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組合構成町の条例準用）

第２条　この条例の施行に関して、事務局、消防本部及び美幌消防署職員は、美幌町職員等の旅費に関する条例（昭和２８年美幌町条例第７号）、津別消防署職員は、津別町職員等の旅費に関する条例（昭和３１年条例第２１号）を準用する。

附　則

この条例は、平成３年４月１日から施行する。

〔美津　十一〕